

石巻市街なかイベント開催助成金 交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻市中心市街地活性化協議会(以下「本協議会」という。)石巻市中心市街地において賑わいを創出するために行われる各種事業・イベント等の開催に対する助成金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の内容)

第2条 本協議会は、次に掲げる事業(以下「助成対象事業」という。)に対する助成を行う。

- (1) 石巻市中心市街地活性化基本計画に位置付けられる区域で実施される事業
 - (2) 地域振興を図る事業
 - (3) 地域を活性化し、市民の一体感に資する事業
 - (4) 商店街活性化を図る事業
 - (5) その他賑わい創出に対する事業
- 2 前号の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
- (1) 事業の効果が特定の個人、又は団体にのみ帰属する場合
 - (2) 専ら営利を目的とし、公益性を欠く場合
 - (3) 政治活動又は宗教活動を行う事を目的とする場合
 - (4) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等にあたる場合
 - (5) 他の助成金等の交付を受けている場合
 - (6) 過去に3回以上本助成金の交付を受けている場合
 - (7) 前号に規定する事業が地区住民の親睦会的事業である場合
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が助成対象事業として適当でないと認めるもの

(助成対象者)

第3条 石巻市街なかイベント開催助成金(以下「助成金」という。)の交付対象者は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 各商店街、及び、各通りの任意の商店会等の組織である事
- (2) 石巻市内で活動の拠点をもっている団体であること
- (3) 観光産業を推進するための団体や街づくり会社である事
- (4) 各種イベント実施のために組織された任意の団体である事
- (5) 前述(1)から(3)の団体に於いては規約、会則等組織に関する定めがあり、且つ団体の構成員が5人以上で組織している事
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的としない事

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に要する経費と

する。ただし、次に掲げる経費については、助成対象経費としない。

- (1) 団体の経常的運営経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成する事が適当でないと認められる経費
- (3) 販売等による収益金又は参加者等の負担金がある場合は、イベント事業等に要した経費より差し引くこと

(助成金額)

第5条 助成金は助成対象経費の3/4とする。ただし上限は、250,000円とする。

- 2 当協議会の予算で計上した金額に達した場合は助成金の交付を終了する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、石巻市街なかイベント開催助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約、会則等組織に関する定めを示した書類
- (4) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定等)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の適否を決定し、石巻市街なかイベント開催助成金交付決定通知書(様式第2号)又は石巻市街なかイベント開催助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請団体に通知するものとする。

- 2 会長は、助成金の交付の適否を決定するに当たっては、申請団体による申請書類を精査した上で決定するものとする。
- 3 同一団体への助成金の交付は、1年度1回とする。

(事業の変更・廃止等)

第8条 交付団体は、助成対象事業の変更又は廃止をしようとするときは、石巻市街なかイベント開催助成金事業変更(廃止)承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査の上、助成対象事業の変更又は廃止について承認の可否を決定し、石巻市街なかイベント開催助成金事業変更(廃止)承認通知書(様式第5号)又は石巻市街なかイベント開催助成金事業変更(廃止)不承認通知書(様式第6号)により交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付団体は、事業完了後2週間以内に石巻市街なかイベント開催助成金事業実施報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書

(3)前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 会長は、交付団体に対し事業の実績、内容等について報告を求める事ができる。

(助成金の精算)

第10条 会長は、前条の規定による報告の内容が助成金交付決定の内容に適合しているか審査の上、精算を行うものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す事ができる。

(1)詐欺その他不正な手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき

(2)助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(助成金の返還)

第12条 会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合であつて、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、交付団体に助成金の返還を命ずる事ができる。

(他の助成金等の併用の禁止)

第13条 助成金の利用にあたっては、他の助成金等との併用はできない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

本規程は、令和3年11月1日から施行し、令和3年8月1日より適用する。

本改正規定は、令和4年5月16日から施行する。